

介護保険 住宅改修の手引き



令和7年12月
水俣市 福祉環境部 いきいき健康課 高齢介護支援室

目 次

1 事業の概要	3
・対象者	
・対象となる住宅	
・改修の必要性	
・住宅改修の種類	
2 支給限度基準額について	4
・3段階リセット	
・転居リセット	
3 支給方法について	5
・償還払い	
・受領委任払い	
4 住宅改修支給申請の流れについて	6
5 事前申請に必要な書類について	7
6 事後申請に必要な書類について	7
7 住宅改修の留意点について	8

問い合わせ先

水俣市介護保険窓口（いきいき健康課 高齢介護支援室）

水俣市牧ノ内3番1号（もやい館1階 保健センター内）

電話 0966-63-3051

FAX 0966-62-3670

1 事業の概要

住宅改修は、要介護（支援）状態になった方へ、住み慣れた自宅で日常生活の自立支援を行い、事故防止や介護者の負担軽減等を目的とした住宅改修を行う場合に、その費用の一部が支給される介護保険給付制度です。支給対象となる住宅改修は、資産形成につながらない比較的小規模で最低限度なものを対象とし、心身の状況や住宅の状況などに即していないものは対象外です。工事着工前に、被保険者・家族・ケアマネジャー・施工業者間の十分な打合せの下、水俣市へ申請する必要があります。事前申請のない場合は、支給の対象となりませんのでご注意ください。

◆ 対象者

要介護（支援）の認定を受け、在宅で生活されている水俣市の被保険者。

※認定結果が非該当の場合は、対象外です。

◆ 対象となる住宅

被保険者が居住する（介護保険証に記載されている住所）住宅が対象です。

◆ 改修の必要性

被保険者の心身の状況と住宅の状況などから判断して、自立した生活を営むために住宅改修が必要であること。「デザインが良いから」などといった、趣味嗜好やリハビリ目的による理由で、介護保険の範囲を超えた改修は認められません。

◆ 住宅改修の種類

①	手すりの取り付け	<ul style="list-style-type: none">廊下やトイレ、玄関までの通路等に、転倒防止や移動補助を目的として設置するものです。
②	段差の解消 	<ul style="list-style-type: none">居室やトイレ等の各部屋間の床の段差や、玄関までの通路等の段差や傾斜を解消するための改修。具体的には、敷居の撤去やスロープの設置、床のかさ上げなどの工事です。 <p>※昇降機や移動用リフト、段差解消機など、動力による段差を解消する機器を設置する工事は除きます。</p>
③	滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	<ul style="list-style-type: none">居室においては、畳敷きから板製・ビニール系床材等への変更、浴室においては、防滑床材への変更や、床または浴槽底面への防滑コーティング、通路面においては、防滑舗装材へ変更する工事です。
④	引き戸等への扉の取り替え	<ul style="list-style-type: none">開き戸を引き戸や折り戸、アコードィオンカーテン等に取り替える扉全体の工事や、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等の工事です。
⑤	洋式便器等への便器の取り替え (和式便器を洋式便器に替える改修)	<ul style="list-style-type: none">洋式便器の向きを変える工事も対象です。既に洋式便器の場合に、暖房便座や洗浄機能付便座に取り替える工事は対象外となります。水洗化または簡易水洗化の工事は対象外となります。
⑥	その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	<ul style="list-style-type: none">手すり取り付けのための壁の下地補強便器取り替えに伴う給排水設備工事床材変更に伴う下地の補強や根太の補強扉取り替えに伴う壁または柱の改修工事浴室床の段差解消に伴う給排水設備工事

2 支給限度基準額について

要介護（支援）度に関係なく、住宅改修費支給限度額は20万円です。20万円を上限として、改修に要した費用の7割～9割が保険で支給され、1割～3割が自己負担となります。

また、20万円を超えた場合は、その部分は全額自己負担となります。

【例外規定】（国通知（平成12年3月8日付け老企第42号）参照）

① 3段階リセット

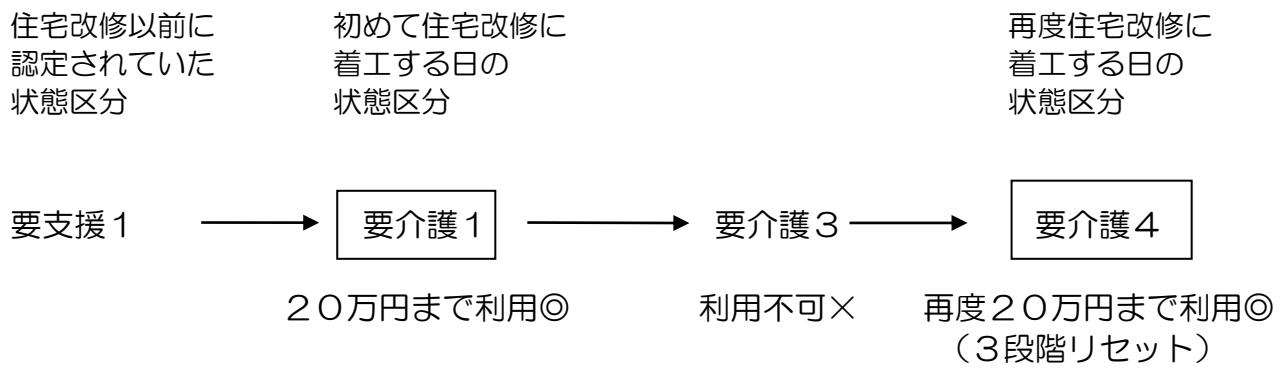
初めて住宅改修費が支給された住宅改修着工日時点の要介護等状態区分を基準として、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合は、支給限度基準額が20万円に戻ります。

ただし、「3段階以上」というのは、着工日時点の要介護等状態区分を比較するものであり、段階が上がった時に、自動的に3段階リセットの例外が適用されるのではなく、その時点で住宅改修を行わない場合は、適用されません。

この例外は、同一住宅、同一要介護者について、1回のみ適用されます。

初回の住宅改修着工日時点の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日時点の要介護区分
要支援1	要介護3・要介護4・要介護5
要支援2・要介護1	要介護4・要介護5
要介護2	要介護5

（例）要支援1と認定されたものの、その時点では住宅改修を行わず、要介護1となってから初めて住宅改修を行った場合は、要介護1を基準として「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に、再度20万円まで支給が可能になります。



② 転居リセット

転居した場合は、転居前の住宅に関する住宅改修の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について、20万円まで住宅改修費の支給が可能となります。

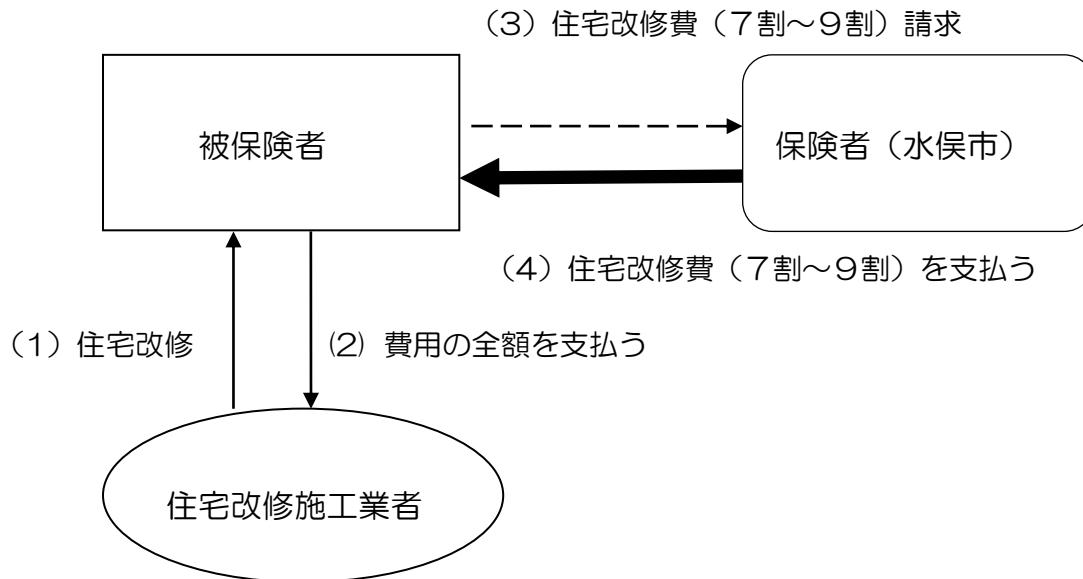
3段階リセットと転居リセットが重なった場合は、転居リセットが優先されます。

3 支給方法について

住宅改修の支給方法は、「償還払い」と「受領委任払い」の2通りがあります。

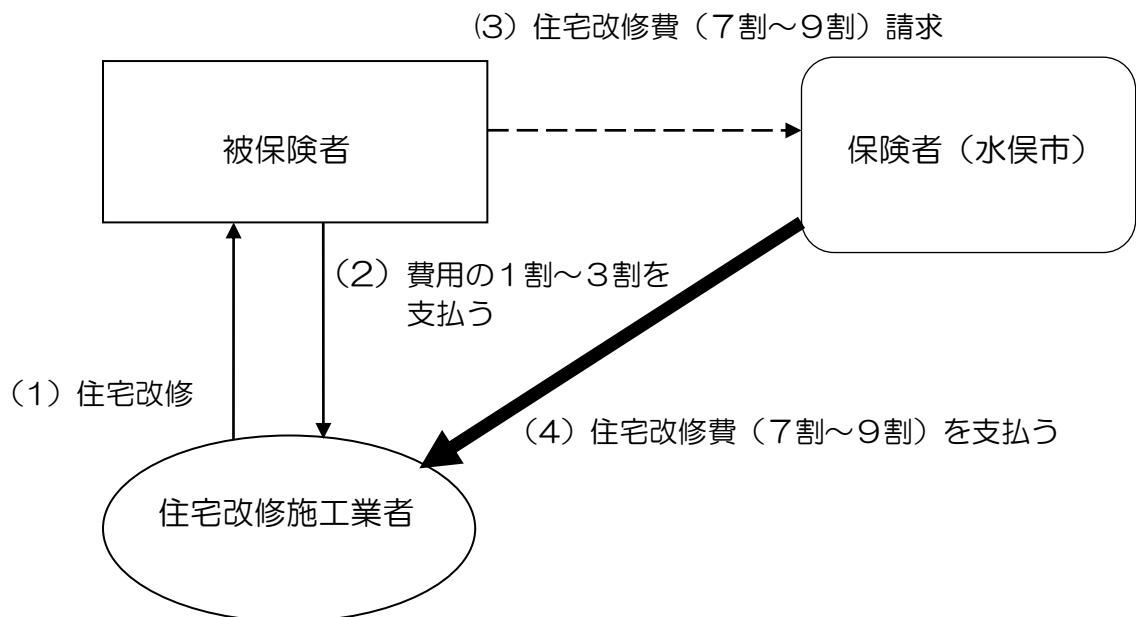
① 儻還払い

被保険者が施工業者に住宅改修費全額を支払い、その後、水俣市から改修費用の7割～9割を保険給付分として、償還（払い戻し）を受けるものです。



② 受領委任払い

被保険者が施工業者に住宅改修費の1割～3割を支払い、その後、水俣市から改修費用の7割～9割を保険給付分として、施工業者に支払うものです。



※施工業者は、受領委任払い取扱事業者として登録された事業者に限る。

4 住宅改修支給申請の流れについて

住宅改修費の支給を受けるには、事前申請で改修内容の承認を受けた後に住宅改修を行い、工事終了後、実際の改修費用支給を申請します。

事前申請の承認を受ける前に工事着工した場合は、住宅改修費の支給対象となりません。

○事前相談

- ・ケアマネジャーまたは地域包括支援センター等に相談して、住宅改修の改修内容を決めます。



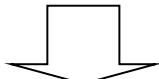
○見積りを業者へ依頼

- ・被保険者・家族・ケアマネジャー・施工業者で打合せ、見積りを行います。
- ・施工業者によって金額に差がありますので、複数業者へ見積りを取ることをお勧めします。
- ・審査の結果、複数業者へ見積りを依頼していただく場合もあります。
- ・なるべく作業療法士、理学療法士等の専門職を交えて、的確な判断をしてください。



○事前申請

- ・申請書等を水俣市へ提出し、提出された申請書等について、市が審査します。

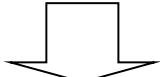


工事承認決定通知書を水俣市から送付（承認通知と支給決定通知は違います）

施工→完成

○完了報告・支給申請

- ・工事完了後、被保険者は施工業者に工事代金を支払う。
- ・施工業者は、報告書等を水俣市へ提出し、提出された報告書等について、市が審査します。



○支給決定

- ・完了審査を行い、支給が認められた場合は、概ね3ヶ月後に支給決定通知書の送付及び指定の口座へ7割～9割を振り込みます。（受領委任払いの場合は、施工業者の口座へ振込む）

5 事前申請に必要な書類について

項目	留意事項
①介護保険住宅改修費支給申請書	<ul style="list-style-type: none">申請者は、被保険者です。
②住宅改修が必要な理由書	<ul style="list-style-type: none">理由書を作成できるのは、介護支援専門員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定2級以上その他これに準する資格等を有する者です。
③工事前の写真	<ul style="list-style-type: none">写真是、改修箇所ごとに改修部分が明確になるように撮影され、<u>撮影日が入ったもの</u>。
④工事箇所図面	<ul style="list-style-type: none">工事箇所図面は、写真的番号と一致するよう、それぞれの改修位置に番号・寸法等を記載し、<u>活動線を朱書きで図示</u>して下さい。
⑤工事見積書	<ul style="list-style-type: none"><u>工事見積書は、部屋名、工事の部分、工事の名称、写真番号、内容、単価、数量等を記載してください。</u><u>費用の内訳は、材料費、施行費、諸経費等を区分してください。</u><u>素材、金額が明記されたカタログを添付してください。</u>
⑥介護保険住宅改修費等受領委任払い制度に係る委任状	
※その他	 <p>※改修する住宅が借家・借間の場合は、承諾書を添付。 ※市営住宅の場合は、水俣市の許可を受けること。 (担当課：水俣市 都市計画課) ※パンフレット等の提出をお願いする場合もあります。</p>

6 事後申請に必要な書類について

項目	留意事項
①介護保険住宅改修完了報告書	<ul style="list-style-type: none">工事の着工日と完成日を必ず記載してください。
②改修後の写真	<ul style="list-style-type: none">改修部分が明確になるように、改修前の写真と構図を揃えて撮影し、<u>撮影日が入ったもの</u>。
③領収書（写し可）	<ul style="list-style-type: none">領収書は「被保険者氏名」を記入してください。
④工事費内訳書	<ul style="list-style-type: none"><u>部屋名、工事の部分、工事の名称、工事の内容（仕様・長さ・面積等）・数量・単価・品番等を記載します。</u>

7 住宅改修の留意点について

(1) 新築又は増改築の場合

住宅の新築や増改築の理由による工事は、支給対象外となります。ただし、居住を開始した後に新たに改修の必要性が生じた場合は、対象となります。

(2) 老朽化、器具の故障等の場合

老朽化、器具の故障、破損、摩耗、消耗等の理由による工事は、支給対象外となります。

(3) 住宅改修対象外の工事も併せて行われた場合

住宅改修の支給対象となる工事と併せて、支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出します。例えば、和式便器を洋式便器へ取り替えた場合、水洗化または簡易水洗化に係る費用を除いた見積書の作成が必要です。また、提出された見積書で確認ができない場合は、全費用が記載された見積書の提出をお願いする事があります。

(4) 被保険者等が自ら住宅改修等を行った場合

被保険者が自ら材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われた場合は、材料の購入費のみが支給対象になります。この場合の領収書は、材料の販売者が発行したものになります。添付する内訳書は、使用した材料の内訳等を記載した書類を、本人又は家族等が作成します。なお、この場合であっても、必要となる書類に変更はありません。

(5) 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合の費用

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行なうことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合は、被保険者ごとに対象となる工事を設定し、重複しないように申請を行います。たとえば、被保険者が2人いる場合、共有の居室の床材変更に30万円を要した場合に、15万円ずつ申請することはできませんので、いずれか一方のみが支給申請を行うこととなります。

(6) 一時的に身を寄せている住宅の改修

住民登録している住宅の改修が、支給対象となります。例えば「一人暮らしで病気になり、娘宅に長期間暮らしている」という場合は、住宅改修は対象外になります。

(7) 入院中の住宅改修

入院（入所）中の場合は、住宅改修は原則できませんが、退院後の住宅についてあらかじめ改修しておくことも必要と考えられますので、事前に市へご相談ください。場合によっては、入院中に改修を行い、退院後に住宅改修費の支給申請を行うことが可能です。この場合、退院（退所）できなかった時（病院から施設入所、死亡した場合など）は、全額自己負担となりますので、十分注意してください。

(8) 工事の追加や内容の変更があった場合

基本的には、同じ事前申請手続きが再度必要ですが、追加見積りと写真・図面の添付のみで良い場合があります。まずは、ケアマネジャーに相談して、担当までご連絡をお願いします。

(9) その他

介護保険料の滞納がある場合は、改修費をいったん全額自己負担していただくなど、制限がありますので、納め忘れのないよう気をつけてください。

適正な介護保険住宅改修を行うためにも、現地調査等にご協力をお願いします。